

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 福井 せいじ

1 日時

平成 30 年 9 月 27 日（木曜日）

午前 10 時 0 分開会、午後 1 時 11 分散会

（うち休憩 午前 11 時 25 分～午前 11 時 28 分、午前 11 時 53 分～午後 1 時 0 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

福井せいじ委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、  
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

戸塚担当書記、須川担当書記、藤村併任書記、日向併任書記、久慈併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

大友環境生活部長、高橋副部長兼環境生活企画室長、  
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、古舘若者女性協働推進室長、  
小島参事兼環境保全課総括課長、稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、  
小野寺環境生活企画室特命参事、高橋環境生活企画室企画課長、  
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
八重樫環境生活企画室放射線影響対策課長、  
佐々木資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、  
前田県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
浅沼県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、  
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、  
工藤若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、  
四戸若者女性協働推進室NPO・協働課長

(2) 保健福祉部

八重樫保健福祉部長、野原技監兼副部長兼医療政策室長、  
高橋副部長兼保健福祉企画室長、佐野医師支援推進室長、  
中野保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、

菊池地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、  
山崎障がい保健福祉課総括課長、伊藤障がい保健福祉課特命参事、  
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、  
稲葉医療政策室地域医療推進課長、菅原医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

大槻医療局長、千葉医療局次長、佐野医師支援推進室長、  
吉田経営管理課総括課長、三田地職員課総括課長、  
鈴木医事企画課総括課長、鎌田業務支援課総括課長、工藤業務支援課薬事指導監、  
菅原医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

イ 議案第19号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

ウ 議案第20号 住宅宿泊事業法施行条例

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第5項 災害救助費中 保健福祉部関係

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第4項 医薬費

第2条第2表中

1 追加中 3

イ 議案第2号 平成30年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1

号)

ウ 議案第7号 平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

エ 議案第21号 医療法施行条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第77号 被災地での福祉灯油の継続を求める請願

イ 受理番号第78号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める請願

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第9号 平成30年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)

(4) その他

委員会調査について

## 9 議事の内容

○**福井せいじ委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の4ページをお開き願います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費の134万2,000円の増額補正と、4款衛生費、2項環境衛生費の8,448万2,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の34ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費ではありますが、右側の説明欄に記載しております消費者行政活性化推進事業費は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金を財源として、平成24年度から消費者行政活性化基金に積み立てました復興特別会計分について、平成29年度末をもって事業期間が終了したことから、基金執行残額を国庫に返還するための経費について補正しようとするものであります。

続きまして、38ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費ではありますが、右側の説明欄に記載しております再生可能エネルギー設備導入等推進基金積立金は、再生可能エネルギー設備導入等推進基金を充当して実施しました

補助事業等のうち、平成29年度へ繰り越し実施した事業費が確定したことから、残額を基金へ積み戻すための経費について補正しようとするものであります。

次の環境保全基金積立金は、産業廃棄物税等を財源とする循環型地域社会形成推進事業費の前年度実績確定に伴って生じた産業廃棄物税の前年度税収の事業に充当分を同基金に積み増すための経費について、補正しようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。水道施設耐震化等推進事業費は、市町村等が実施する水道施設の耐震化や老朽化対策、水道事業の広域化に要する経費への補助等について補正しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 3点お伺いしたいと思います。一つは、3款2項1目の消費者行政活性化推進事業費でございます。これは、国庫に返還するためということですが、まずこの間どういう実績、成果があったのか。

それから、平成29年度末をもって事業期間が終了したということですが、これは非常に大事な事業だと思うのですが、今後についてどのようになるのかをお聞きします。

○**高橋消費生活課長** 消費者行政の推進事業に係る実績等につきましては、今回国の復興特別会計から交付金を用いて基金を積み立てて、震災復興に係る放射性物質の検査とか風評被害対策、被災者の消費生活への弁護士の派遣等々の事業を展開してきたところでございます。成果といたしましては、この事業だけではないのですが、食品の放射性物質の検出が数年前よりも低くなっております。また、例えば首都圏での農産物の生産者によるキャンペーンなどを実施しまして、食材のPRなどを通じて風評被害の低減が幾らかでも図られていると感じております。

これは、国の要綱で、あくまでも震災に伴う緊急対応ということで、昨年度末までとされており、今年度精算するわけですが、今申し上げた事業というのは、まだまだ必要と考えております。そこで、これら放射性物質の検査など、これまでの事業は従来からの、別途、消費者行政推進交付金によって事業を継続しておりますので、今後も継続していく状況でございます。

○**千田美津子委員** どれだけの事業費になるのかわかりませんが、まだまだ風評被害があつて、特に県南においては畜産を初めいろいろ風評被害があるわけですので、継続的に実施していく必要があると思いますので、引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

2点目ですが、4款2項1目の環境保全基金積立金について中身をお知らせいただきたいと思います。積立金でありますので、そのとおりだと思っておりますが、循環型地域社会形成推進事業費の事業確定によって生じた部分を積み増すためというこ

とでありますけれども、本来の目的である循環型地域社会形成推進事業に対してはどのような効果、実績があるのかをお聞きしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 循環型地域社会形成推進事業費につきましては、目的としまして、環境に配慮した産業活動の促進ですとか、リサイクル産業、環境関連産業を育成、そして廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理などの推進に向けた総合的な施策を推進するという事で、循環型地域社会を目指すものでございます。

実績でございますが、幾つか事業はございますが、主なものとして、一つ目が産業・地域ゼロエミッション推進事業がございます。これは、県内の事業場におきまして産業廃棄物の減量化、リサイクルなどを推進するために、事業者による廃棄物の排出抑制などにつきまして、設備を購入、研究、製品開発をするなどにつきまして補助金を交付するものでございます。平成29年度は6件の事業を行っている状況でございます。

二つ目の事業として、3R自主管理支援事業がございます。今申し上げました事業所への廃棄物減量化指導ということで、当課に産業地域ゼロエミッションコーディネーターを配置しており、そういったものに係る費用でございます。

三つ目の事業でございますが、県民への啓発事業ということで、もったいない・いわて3R運動推進事業を展開しております。これは、3R、ごみを出さない、もう一度繰り返して使う、またはリサイクルするということをきちんと県民に理解していただく研修会ですとか、エコショップいわて認定制度といたしまして、スーパーマーケットといったところでのごみの減量化の推進の実施、あとは時々報道でも出てきますが、岩手県3R推進キャラクターのエコロールを活用して、幼稚園、保育園、あるいはいろんなところでPR活動を行いまして、もったいない・いわて3R運動を展開しており、事業としてはこういった実績がございます。

○千田美津子委員 産業廃棄物税等を財源として、今御説明いただいた大事な事業が展開されていますが、地球温暖化がとどまらないというか、例えば3Rにしても啓発はなされているように思うのですけれども、なかなか現状として進まない。というより後退傾向にあると伺っているわけですが、岩手県の状況、3R等、これらの事業を通じて推進されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 こういった活動に伴いまして、まずは県民におけるごみの排出量というのは、震災のとき一時期ふえましたけれども、ここ数年減ってきている状況がございます。なので、こういった事業を展開して引き続き減量化を図ってまいります。あとは、事業場向けの補助金なども行っておりますが、県全体として産業廃棄物のリサイクル率は60%を超えているということで、国が45%程度ですので、大きくリサイクルをしているというところもありますので、一定のそういう補助金などの効果が出ていると考えております。

○千田美津子委員 家庭、事業系とも減量化していく、リサイクルを高めるという点で引き続きの取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、三つ目ですけれども、4款2項3目水道施設耐震化等推進事業費に関連してお聞きをいたします。これは市町村等が実施する水道施設の耐震化、老朽化対策、水道事業の広域化に要する経費への補助でありますけれども、耐震化の取り組みが県内でどのような状況にあるかを非常に心配しているところです。

それから、事業費という点では老朽化対策も結構おこなっているところがあると聞いておりますが、これらの現状についてどのような状況かお聞きしたいと思います。

○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 県内施設の耐震化の状況でございますが、岩手県におきましては上水道の基幹管路、いわゆる取水施設から浄水施設、それから配水池、配水支管までの部分、本管の部分でございますけれども、平成28年度、水道管の性能あるいは地盤の性状等を踏まえました耐震適合率は49.4%になっております。全国平均が38.7%でございますので、10.7ポイント高い状況でございます。ただ、耐震化は非常に重要なことでございますので、今後とも一層推進してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 全国平均よりは高いということでありましてけれども、ちょっとお聞きしたところによると、水道施設そのものの普及率が岩手県の場合低いと聞いております。低い中の耐震化率と考えると、決して高くないと思っておりますので、これからも必要な経費を補助していくことは大事だと思うのですが、この推進事業費の、この間の予算化についてはどのような状況にあるのかお聞きします。

○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 事業費の関係でございます。今年度、平成30年度、当該事業費による事業につきましては、盛岡市と14事業体で23事業を予定しております。当初予算としては26億7,000万円余りでございます。そのほか、今年度につきましては、国の予算の追加割り当てがございまして、9月補正で7,400万円余りを補正したところでございます。県全体での平成30年度の市町村等からの要望額に対する交付率は100%となっております。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号旅館業法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**前田県民くらしの安全課食の安全安心課長** 議案第 19 号旅館業法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 6 ページをお開き願います。また、便宜、お手元に配付しております資料ナンバー 1、旅館業法施行条例の一部を改正する条例案（議案第 19 号）の概要により御説明させていただきます。

まず、改正の趣旨であります。営業者の講ずべき衛生措置の基準を改め、及び施設の構造設備の基準を廃止しようとするものであり、旅館業法及び政令等の一部改正による規制緩和や、旅館業に係る衛生環境の変化等を踏まえ、規定の見直しを行おうとするものであります。

次に、条例案の内容であります。一つ目としまして、衛生措置基準を改めようとするものであり、主な改正内容は、照明の数値基準を定性的規定に改正しようとすることや、簡易宿所営業の客室に係る定員の基準について所要の見直しを行おうとするものであります。

二つ目は、構造設備基準を廃止しようとするものであり、主な改正内容は、旅館営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備基準を廃止しようとすることや、簡易宿所営業及び下宿営業の客室の床面積の基準を廃止しようとするものであります。

三つ目は、その他所要の整備をしようとするものであります。

施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。簡易宿所営業の客室に係る定員の基準については既存事業者への配慮のための経過措置を講じようとするものであります。

以上で議案第 19 号旅館業法施行条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号住宅宿泊事業法施行条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○前田県民くらしの安全課食の安全安心課長 議案第 20 号住宅宿泊事業法施行条例について説明いたします。

議案（その 2）の 11 ページをお開き願います。便宜、お手元に配付してあります資料ナンバー 2、住宅宿泊事業法施行条例案（議案第 20 号）の概要により御説明させていただきます。

まず、制定の趣旨であります。住宅宿泊事業法の実施に関し必要な事項を定めようとするものであり、住宅宿泊事業の実施に伴い懸念される生活環境の悪化を防止するため、条例を制定しようというものであります。

次に、条例案の内容であります。一つ目は住宅宿泊事業法の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

二つ目は、法第 18 条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限について定めようとするものであり、学校、児童福祉施設の周囲 100 メートル以内の区域については土日祝日以外の日を、及び学校周辺の区域は長期休業期間以外の日についても事業を制限しようとするものです。また、住居専用地域等については、土日祝日以外の日の事業を制限しようとするものであります。

なお、事業者からの申請に基づき、生活環境の悪化の防止措置が講じられている事業であると知事が認めた場合は、制限区域及び期間について適用除外としようとするものであります。

三つ目は、新たに制限区域に含まれることとなった場合の適用除外について定めようとするものであります。

四つ目は、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとしようとするものであります。

2 ページ目をお開き願います。施行期日等につきましては、平成 31 年 2 月 1 日から施行しようとするものであります。この条例施行の際、現に制限区域に所在する住宅において実施されている住宅宿泊事業については、条例施行の日から起算して 6 カ月間は実施制限する区域及び期間の規定は適用しないこととする経過措置を講じようとするものであります。また、法施行後も全国や県内の状況等を踏まえて、条例施行後 3 年を目途として見直しをする旨の検討条項についても定めようとするものであります。

以上で議案第 20 号住宅宿泊事業法施行条例についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福井せいじ委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 この条例案の内容の部分で、②の制限区域及び期間からの除外の部分で、生活環境の悪化の防止措置が講じられている事業であると知事が認めた場合とありますが、この生活環境の悪化の防止の措置とは詳しくはどのようなものですか。

○前田県民くらしの安全課食の安全安心課長 条例案の内容の中の制限区域及び期間からの除外の中の生活環境の悪化の防止措置でございますけれども、具体的には家主であ

るとか管理者を常駐させるなどの要件を想定しておりますが、規則に定めることとしておりまして、生活環境の悪化防止が確保されるような内容となるように現在検討中であります。

○高橋但馬委員 非常にわかりにくいですが、例えば家主が常駐していれば、その除外の対象になるということでしょうか。

○前田県民くらしの安全課食の安全安心課長 この生活環境の悪化の中には、騒音であるとか、ごみ出しが他県の例では想定されております。家主が常駐することによって宿泊者に注意を促す効果もございますし、またそういった騒音、ごみ出しを防ぐための措置として、宿泊者に説明することもございます。そういったところは現在具体的に検討しておりまして、例えば常駐ということも考えられると思っております。

○高橋但馬委員 民泊の話まで行っていいですか。この際はありますか。

○福井せいじ委員長 この際はあります。でも、関連であればどうぞ。

○高橋但馬委員 関連ですが、いずれ県内でも、今回民泊の許可を出したところで問題となっているところがあると思うのですけれども、そこに対する県としての対応状況は今どうなっているのですか。

○前田県民くらしの安全課食の安全安心課長 民泊の届け出が出されまして、それで現に住宅宿泊事業を営業しているところがございますけれども、届け出住宅の周辺の住民の方から、夜の騒音などの苦情について寄せられたという事例が寄せられております。これにつきましては、所管する広域振興局の職員が立入検査などをして、指導を行っているところでございます。

○高橋但馬委員 対応されているというところでありましてけれども、いずれ騒音の問題というのは、個人が感ずる部分というか、別に騒音の規定があるわけではないですよね。なので、その辺をしっかりとやっていかないと、これから民泊の許可を出した、近隣の方が生活をする中で気持ちの面でだめになる部分はチェックしていかなければいけないと思うのですけれども、その辺は引き続き立ち入りをしてチェックをしていく以外はないということでしょうか。

○前田県民くらしの安全課食の安全安心課長 生活環境の悪化が仮に続いた場合でございますけれども、基本的には立入検査などを行って指導を行うところでございますけれども、事業者が法令の定めなどに違反するような行動がある場合には、法律に基づきまして、事業者に対して業務改善命令などを出すことができると考えております。指導に従わないなど悪質な場合には、そういった命令を出すことによりまして適正な事業を行うように指導をしてまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員 いずれその部分をチェックするのが県の役目だと思いますので、しっかりとその辺対応していただきたいと思っております。

○中平均委員 今の高橋但馬委員の質問に関連しますが、この②の制限区域及び期間からの除外ということだけでたゞいま説明あったところでございます。基本的には検討中とい

うことをごさいました。この検討結果はいつまでに出してくれるものなのでしょうか。この条例の施行が2月1日施行なので、それまでには規則をつくるということだと思いのですけれども、それがいつまでにできるか、それは委員会等にかかるものなのかを質問します。

○前田くらしの安全課食の安全安心課長 この知事が認める場合の要件でございますけれども、規則で条例の施行日の2月1日までの策定を考えております。その策定の際に当たっては、有識者などの意見などもお聞きしまして、具体的な要件を策定するものがあります。

○中平均委員 条例だと議会案件ですが、規則の場合ですと議会は関係なかったと思うのですがその確認についてが一つ。あと、実際京都府では摘発されたりと問題になっていますが、そういった点を踏まえて、これからのいろいろな観光施策のあり方にも大きくかかわってくるところだと思うのですが、有識者の会議や、どういう形で委員会や議会に情報を出してきながら、そしてさらに意見を求めることがあるものなのか、それともそこまでなくて、2月ぎりぎりに進んでいくということなのか、そのスケジュールと考えをお聞きします。

○前田くらしの安全課食の安全安心課長 規則の制定のスケジュールについてでございますけれども、おっしゃるとおり規則でありますので、委員会に付議するものではないと考えておりますけれども、その要件、中身について、いろいろ情報提供などをすることも検討してまいりたいと思っております。

○中平均委員 これは委員長にお願いでございますけれども、順次進んでいくのだと思うのですが、その際閉会中なり、常任委員会の開催中に、その状況、現況等を委員長の采配のもとで出てきた規則の内容や、その詳細の説明をこの委員会に求めるべきだと私は思いますので、その点を委員長にお願いしたいと思います。

○福井せいじ委員長 ②の制限区域及び期間からの除外についてですね。

○中平均委員 今の規則の話をお願いします。

○福井せいじ委員長 わかりました。では、こちらで後で対応します。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決

定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中3、議案第2号平成30年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）、議案第7号平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部関係の補正予算議案3件について説明申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）についてであります。議案（その1）の4ページをお開き願います。一般会計補正予算（第3号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費、3項児童福祉費及び5項災害救助費の一部の合わせて7,680万円余の増額と、4款衛生費のうち1項公衆衛生費と4項医薬費の合わせて2億724万円余の増額で、総額2億8,404万円余の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,354億1,180万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の33ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄にあります管理運営費は、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を増額しようとするものであります。

2目障がい者福祉費の療養介護設備整備費補助は、重症心身障がい者等への支援を充実するため、国立病院機構盛岡病院が整備する療養介護施設に係る機器の整備に要する経費に対し、新たに補助しようとするものであります。

3目老人福祉費の介護ロボット導入支援事業費補助は、介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護保険施設等への介護ロボットの導入を支援しようとするものであり、国の補助上限額の見直しに伴い増額しようとするものであります。

4目遺家族等援護費の戦没者追悼事業費補助は、戦争の記録や記憶、平和をとようとぶ

思いを涵養し、次世代に引き継いでいくため、沖縄、岩手の塔慰霊祭への戦没者遺族の参列に要する経費に対し補助しようとするものであります。

5目国民健康保険指導費の国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険事業費納付金の算定等に必要の高額医療費情報の抽出等に要する経費に充てるため増額しようとするものであります。

次に、35ページに飛びまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の一つ目、福祉総合相談センター管理運営費は、一時保護した子供が安心して生活できるよう、一時保護所の環境整備を行う工事等の設計に要する経費を措置しようとするものであります。

二つ目の児童養育支援ネットワーク事業費は、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び再発防止の総合的な取り組みを推進するため、児童相談所や市町村等の対応力を強化しようとするものであり、新たに実施する関係職員の専門性を高めるための研修に要する経費を措置しようとするものであります。

4目児童福祉施設費の一つ目、療育センター管理運営費は、診療に必要な機器の整備に要する経費を措置しようとするものであります。

36ページに参りまして、5項災害救助費、1目救助費のうち、当部所管の分は1,118万円余の増額であり、2行目の救助費は西日本豪雨で被災した岡山県、愛媛県両県からの応援要請に基づく災害派遣医療チーム等の派遣に要した経費を措置しようとするものであります。

37ページに参りまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の一つ目、管理運営費は、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費等を措置しようとするものであります。

二つ目の受動喫煙対策促進費は、健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、望まない受動喫煙を防止するため、受動喫煙による健康影響についての正しい知識の普及啓発や、施設の管理者等に求められる措置についての周知を図るなど、新たな取り組みを行おうとするものであります。

3目予防費の感染症指定医療機関整備事業費補助は、感染症の患者に対し良質かつ適切な医療を提供するため、県立大船渡病院の感染症病棟の施設設備等の整備を支援しようとするものであり、国庫補助金の内示に伴い増額しようとするものであります。

次に、39ページに飛びまして、4項医薬費、1目医薬総務費の管理運営費は、旧岩手県立衛生学院の清掃所詰所の解体に向け、石綿障害予防規則に基づく調査に要する経費を措置しようとするものであります。

2目医務費の主なものではありますが、上から2番目の地域医療再生等臨時特例基金積立金と次の地域医療介護総合確保基金積立金は、それぞれの基金を充当し、平成29年度に繰り越して実施した事業の実績確定に伴い充当残金が生じたこと等から、基金に積み戻すための経費を増額しようとするものであります。

次の被災県立病院医療提供体制確保事業費補助は、県立釜石病院仮設公舎及び県立高

田病院仮設診療所の解体撤去工事の計画変更に伴い、増額しようとするものであります。

次の実践的手術手技向上研修実施機関設備整備費補助は、医療技術や医療安全の向上を図るため、岩手医科大学が行う実践的手術手技向上研修の実施に必要な設備の整備に要する経費に対し、新たに補助しようとするものであります。

次の地域医療再生等臨時特例交付金償還金は、地域医療再生等臨時特例基金を活用して実施した県医療局の医師奨学資金貸付事業において償還金が生じたことから、基金残余金を国に返還しようとするものであります。

4目薬務費の薬局等健康情報拠点推進事業費は、かかりつけ薬局等の促進のため、国の委託を受けて薬剤師による服薬指導等を行うものであり、国庫委託金の内示に伴い増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正について説明申し上げます。議案（その1）に戻りまして、7ページをお開き願います。議案（その1）の7ページでございます。第2表債務負担行為補正の1追加中、当部所管事業は、3、みたけ学園みたけの園整備であり、みたけ学園みたけの園の移転改築工事について、期間を平成30年度から平成32年度までとし、限度額を16億8,800万円に設定しようとするものであります。

次に、議案第2号平成30年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。議案（その1）の11ページをお開き願います。11ページから13ページにかけての母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ1億2,588万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は4億7,501万8,000円となるものであります。

その内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。予算に関する説明書の81ページをお開き願います。歳入であります。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金及び82ページに参りまして歳出でございますが、1款母子父子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉資金貸付費は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みによる増額であります。

次に、議案第7号平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。議案（その1）の26ページをお開き願います。26ページから28ページにかけての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ126万円の増額であり、補正後の予算総額は1,140億8,838万2,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきますので、再び予算に関する説明書の108ページをお開き願います。歳入であります。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1項調整交付金は、特別調整交付金の内示に伴う増額であります。

109ページに参りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、国民健康保険事業費納付金の算定等に必要の高額医療費情報の抽出等に要する経費に充当するため、増額するものであります。

110 ページに参りまして、歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の右側説明欄にあります一般管理費は、国民健康保険の事業報告に係るシステムの改修に要する経費等を増額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福井せいじ委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 2 点ありまして、まず1 点目は、私も不勉強で大変恐縮なわけでありませうけれども、介護ロボット導入支援事業費補助に関してであります。今予算化している介護ロボットというのはものはそもそもどういうものなのかということと、今回増額補正で、全体で 850 万円になるわけでありませうけれども、県内の導入状況は、何施設で何機入っている状況なのか。また、全国の導入状況と合わせてお伺いしたいと思います。

○近藤長寿社会課総括課長 介護ロボット導入支援事業でございますけれども、これは介護従事者の身体的負担の軽減でありますとか、業務の効率化など就労環境整備を図るために介護サービス事業所における介護ロボットの導入を支援しようとするものでございます。

具体的な内容といたしましては、介護ロボットの導入経費の補助ですとか、介護ロボットに関する研修会の開催、あるいは介護ロボットを導入した結果の成果発表会の開催等々、介護ロボットの導入を促進するための事業でございます。この補助の部分でございますけれども、介護ロボットといってもいろいろなものがありまして、主なものとしては、ベッドから椅子に移るとかそういう移る際の支援をするような移乗支援、介助者が腰を痛めたりする場合もあるものですから、パワーアシストといつて、パワードスーツみたいな、少しの力で動かしてあげるという介護ロボット、移動支援ということで歩行を支援するような電動カートのようなもの、排せつ支援ということで自動排せつ処理装置というもの、今回特に県内で要望といいますか、導入計画が多くございましたのが、見守りの機械ということで、見守りセンサーを導入したいということでございます。

補正の内容でありますけれども、これにつきましては地域医療介護総合確保基金を活用して実施する事業でありますけれども、当初国が定める基金の管理運営要領に従いまして、補助の上限額を1 機器当たり 10 万円で当初予算措置をさせていただいております。その後、この管理運営要領が改正されまして、補助の上限額が1 機器当たり 10 万円から 30 万円に引き上げられたということで、この連絡が新年度に入ってからだったものですから、当初予算の編成作業には間に合わなかったのですが、今回 9 月補正で所要の金額について増額補正をお願いしようとするものでございます。

それから、県内の導入状況でありますけれども、独自に導入している例も多くございますので、全体像は正直言ってわからないところでございます。ただ、県として支援した例ということですと、国の平成 27 年度補正予算で介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業が平成 27 年度にございました。その際は県内で 92 事業所に導入

された事例がございます。それ以外の独自の導入状況、あるいは全国の状況ですと、介護労働安定センターが2016年度に実態調査をしております、導入されていない事業所が78.8%で、逆に言うと21.2%ぐらいの施設でしか導入されていなかったとあります。2016年度ですので、2年前ほどのデータになりますけれども、そういう状況でありますので、人材不足も著しい中でそれを補う手段の一つとして介護ロボットも有効であろうと判断して、こういった事業を導入することに至ったということでございます。

○岩崎友一委員 介護ロボットというので、ロボットがしっかりやっているように思っていました。排せつや、部分的なところをしっかりと支援してくれるということですね。今の話ですと補助を使わずに民間の事業者が導入している事例もあるという受け取り方でよろしかったでしょうか。あとこれに関して、先ほど近藤長寿社会課総括課長も答弁しました必要な事業というか、労働力が不足している分野の一つでもありますので、これから国の方針としても多分こういったものは予算的な部分も含めて継続されていくのかと思うのですが、その辺の方向性も含めて教えていただければと思います。

○近藤長寿社会課総括課長 県内で独自に導入している事例があるかということでございますけれども、先ほども答弁いたしました、全体像は把握できておりませんが、個々に話を伺いますと導入した例はあるという話がございますので先行して取り組んでおられる事業所もあったものと思います。

今後の国の方針等でございますけれども、国でも介護ロボットを促進していくべきという姿勢でありまして、介護ロボットのいろんな種別、機能というものの新しい開発にも取り組んでいくような、国策として進められる方向のようでもありますので、県としてもそういった動向をしっかり踏まえて対応していきたいと思っております。

○岩崎友一委員 さっき聞き漏らしたかもしれないですけれども、今回の予算に対しての県内の実績の答弁をもらいましたか。予算に対してとか、そこについてちょっと確認です。

○近藤長寿社会課総括課長 今回当初予算で措置した金額で、第1次募集という形で補助の申請を受け付けたところでありますけれども、今回は50台分を当初予算で措置しておりますけれども、11事業者から38台分の申請がございました。1機器当たりの補助が当初予算では上限10万円で組んでいて、その後、国で30万円まで引き上げたものですから、今回30万円まで上限額を引き上げようとしておるところでございます。

○岩崎友一委員 そうすると、もう既に11事業者、38台に対して補助を上乗せして、これまで採択された方々は10万円、これから採択される方々は遡及して補助率を上げた30万円でお支払いするということなのでしょうか。

○近藤長寿社会課総括課長 説明が足りずに申しわけございません。上限額が30万円ですが、総事業費の2分の1の範囲で上限が30万円にしておりましたので、当初予算では10万円上限の50台分を予算計上しておったのですが、その後、国で要領を変更して30万円まで上げることにしたものですから、とりあえずその時点で30万円までを上限にし

で募集をかけました。そして、不足部分とか追加で要望が出てくる部分について、必要になる差額について今回増額補正をお願いするものでございます。

○岩崎友一委員 別件でもう一点ですけれども、児童養育支援ネットワーク事業費が今回補正を入れて2億6,000万円になるかと思うのですけれども、一般質問でもその関係等々も含めて注目されているし、課題も多いと認識しておりまして、予算額に対して云々というわけではないのですが、この説明だけ聞いていますと研修に要する経費という形で書かれているのですが、実際この2億6,000万円の中身で何をしているのかという部分が見えないので、その辺ちょっと説明をお願いできればと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 今回の児童養育支援ネットワーク事業費の内容でございますが、これは研修に関する事業が主でございます。児童福祉法が改正になっておりまして、児童相談所の児童福祉士につきましては、任用前の研修でありますとか、任用後の研修でありますとか、それから市町村におきましては、要保護児童対策協議会の調整担当者の方につきましても義務的に研修が行われております。そういった研修が一つ大きなところでございます。

また、児童虐待防止という観点から、普及啓発の関係の事業費もこの中に入っております。今回9月補正でお願いしておりますのは、4月に北上市で児童虐待の死亡事案等がございましたので、市町村、そして児童相談所の対応力の強化を図ろうということが一つです。

研修は2本を今回の補正予算で実施することにしておりまして、1本は医療機関の関係でございます。歯科の医療従事者の方々向けに、児童虐待の一つの早期発見という観点から、デンタルネグレクトと申しますけれども、虫歯があっても放置されているような子供がいらっしゃるということもございまして、歯科に従事される、医師等を含めて、早期発見につきまして御協力いただくという観点から、研修を一つ実施するものでございます。

もう一点は、児童相談所の研修の関係でございますけれども、対応力をさらに強化をしよう、専門的な研修をしようということでありまして、市町村の担当者も含めまして、例えば性的虐待に当たりましての子供からの聴取をする上での専門的な技術といったところにつきましてさらに研修を深めていくというものでございます。

○岩崎友一委員 今回の補正に関しては二つの研修ということで、当初予算で2億6,000万円はついているかと思うのですけれども、これも全部研修費のみのソフト面だけで2億6,000万円の予算が使われているということなのでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 今回の内容につきましては、研修と普及啓発だけではございません。児童虐待防止、児童養護の対応につきましての事業の中身が入っております。そのうちの、事業としては大きな2億6,000万円の事業でございますけれども、うち研修費を今回お願いするという中身でございます。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 岩崎友一委員御指摘の2億六千何がしというものに

つきましては、児童福祉総務費、3款3項1目の児童福祉総務費全体が2億6,000万円  
で、今回補正でお願いしております児童養育支援ネットワーク事業費は補正を含めて  
2,000万円ほどでございます。そのほかの福祉総合相談センターの管理運営費というこ  
とで、人件費その他いろいろ入って2億6,000万円でございますので、御理解いただきま  
すようお願いいたします。

○岩崎友一委員 時間大丈夫ですか。

○福井せいじ委員長 ちょっと長くなっています。

○岩崎友一委員 最後に、研修会の開催の方法ですけれども、岩手県は広いので、例え  
ば盛岡市だけで開催となると他の地域の方は参加が難しいと思うのですけれども、その  
辺、例えば県北、県南、沿岸とか各地で開かれているのかをお伺いしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 研修につきましては、それぞれの地域で行うもの  
もでございます。ただ講師の関係がございますので、主に盛岡市中心になっております。  
今回歯科の関係の研修につきましては、歯科医師会に委託といたしますか、御協力いただ  
く形で考えておまして、その中で場合によりましては地域を分けてということもあろ  
うかと思いますが、基本的には一回と考えております。

○千田美津子委員 二つ質問したいと思いますが、まず一つ目は地域医療再生等臨時特  
例交付金償還金についてです。これは、説明があったように医師奨学資金貸付事業で償  
還金が生じたことからということですが、なぜこのような状況になったのか、その中身  
についてお知らせをいただきたいと思います。

○福土医療政策室医務課長 地域医療再生等臨時特例基金に関しての償還金でございま  
すけれども、内容といたしましては、医療局が設定しております医師の奨学資金があり  
ますが、そのうち岩手医科大学の定員増に対応して設定した枠がございまして、その分  
に関しては県が地域医療再生等臨時特例基金を活用して補助事業として運用してきてい  
るところでございます。こちらにつきまして、今回2名のもう医師になった医療局奨学  
生ですけれども、2年次研修医の段階で、自身のその後の専門キャリアといった部分と、  
県立病院で行う義務履行との両立がなかなか難しいと申し出があったと聞いております。  
医療局でも慰留に努めたようでございますけれども、結果的に返還に至ったと聞いてお  
ります。これらの医師につきましては、岩手県出身の医師と聞いておりますので、何ら  
かの形で地域医療にかかわっていただけないかと考えております。

○千田美津子委員 慰留したということではありますが、この定員増に伴う部分でなく  
も前にもあったようで、日常的な医師奨学生の方々との懇談などで、もう少し連携とい  
いますか、関係を密にしていくことが、地域に残ってもらって奨学金の目的を達成する  
と思います。こういうことが起きると非常に残念ですよね。簡単に返せばいいというこ  
とではないと思うのですけれども、いろいろ議論ありましたが、医師不足の中で、す  
がる思いでやっている中で、こういうのがどんどんふえていくと非常に困る事態になる  
ということで、これについては医療局のみならず、例えば知事とか部長とか、そういう方々

の寄り添った対応がもう少し私は必要かと思えます。こういうことをできるだけなくすような格好でお願いをすることが必要でないかと思えますので、その点もう一度お聞きします。

○**富士医療政策室医務課長** 医療局にかかわらず、県が一体で対応しております医師の奨学資金制度でございます。これまでも返還等が生じていることは、我々としても非常に苦渋の思いでございます。奨学金養成医師につきましては、今後の地域医療を確保する上で重要であると我々も受けとめております。返還に至ることがないように、これまでも貸し付けの段階ではきちんと丁寧に説明し、親も交えて確認をとって進めているところでもございます。

また、知事、部長というお話もございましたけれども、初めて奨学資金を借りるタイミングの年に、毎年サマーガイダンスを開催しておりまして、知事にも毎回出席いただいて、講話と、地域医療に対する思いといったものを語りかけていただいているところでもございまして、我々も医師支援調整監という職の方をお願いいたしまして、頻繁な面談を行ったり、あるいは我々も事務的にさまざまな悩み等も聞きながら対応しているところでもございます。

いずれさまざまなセミナーですとか、こういった面談等も通じまして、養成医師に対しましては地域医療マインド、総合診療マインドを持って地域医療に深くかかわっていただけるような働きかけ等も、繰り返し粘り強く行いながら、返還することがないように防止に努めてまいりたいと考えております。

○**千田美津子委員** 今の御答弁に尽きると思うのですけれども、医師の方々を取り巻く状況というのは、専門医制度などさまざま変わってきているので、非常に迷いながら、選択しながら本物のドクターになっていくのだと思います。やはりそこを丁寧に対応していただきたいと思います。

二つ目ですけれども、国民健康保険特別会計にかかわってお尋ねをしたいと思えます。膨大な事業費というか、予算になります。今年から国民健康保険会計が県に移管されて、まだ半年ということで、全体像はこれからわかることだと思いますが、今市町村の中でも国民健康保険税については高い安いといろいろあるわけですが、その中で言われているのは、すぐ国民健康保険税が統一になるので余り議論するなみたいなことがまことしやかに言われているようなのです。

それはどこの指導ですかと言うと、県から聞いたと市町村の担当者が話をしていると。いつどうなるかわかりませんが、これからいろんな経過を見ながら議論で決まっていくはずなのに、それがすぐ統一されるということのように伝わっているのが私はおかしいなと思うのですけれども、今県でそういう指導とかをしているわけではないと思えますが、どういう状況になっているのかお聞きしたいと思えます。

○**佐々木健康国保課総括課長** 4月から国民健康保険の制度の大改革がありまして、やっと改革が動き出しました。今のところは制度についてはうまくスタートしたのではな

いかと考えております。今やっている現状を申し上げますと、改革後に整えなければならない仕組み、体制などにまだ少し不備がございます。今回の補正予算で審議をお願いしている補正予算もその一環でございます。初年度の国民健康保険税とか市町村納付金につきましては、昨年度さまざま議論いただいて決めまして、各市町村に納付をお願いしている状況でございますし、現在、昨年度さまざま議論の中でできた運営方針を3年間で区切って定めております。その中で統一化について言及しておりますけれども、当面はこのままでいくという中身があります。いずれ一旦3年間は運営方針に基づきまして、さまざま運営する中で、いろんな課題といったものが出てくるのだろうと考えておりました、その状況を踏まえて、今後次の3年間というか、運営方針を定めるまでにいろいろと検討を重ねていくことが今後のステップになると考えております。当面、今年度は初年度でございますので、1年間きちんとした運営をしていくのが大前提になると考えております。

○千田美津子委員 運営方針が3年ということで、半年たっていないですよ。そういう中で、市町村からは、納付額が来たけれども、過大ではないかとか、そういういろいろな話があるのです。だから、経過を見て、納付率が正しかったかどうかも含めて、いろんな検討がこれからなされると思います。みんな先々を心配することもあるとあって、決まっていなかったことが決まったことのようにひとり歩きするところがありますので、今お話があったような、体制とか仕組みとか、きちんとみんなで作りながら正しい方向に持っていくということはお話ししていただかなければなりません、それ以上のことで統一するということを書いてしまうというのは、私はおかしいと思いますので、それらについてはぜひ丁寧に説明をしていただきながら、市町村の要望等にも応えていただく姿勢が必要だと思いますので、その点をもう一度お聞きします。

○佐々木健康国保課総括課長 昨年度運営方針を決める際にもそうだったのですが、県も共同運営に携わる立場でございます。県が勝手に決めるということでもありませんし、ずっと丁寧に市町村とやりとりをしながら決めてきたという経緯がございますので、同じようなスタンスで今後も市町村ときちんと議論しながら決めていきたいと考えております。

○木村幸弘委員 新規の取り組みを二つほど確認したいと思います。一つは、3款1項4目の戦没者追悼事業費補助ですけれども、これは沖縄県の慰霊の塔、岩手の塔の慰霊祭に参列に要する経費に対し補助しようということで、新規ということですが、今回なぜこのように新規事業として補助されることになったのか、経過、経緯等についてお伺いしたいと思います。

○菊池地域福祉課総括課長 岩手の塔の慰霊祭についての御質問でございますけれども、経過を御説明いたしますと、太平洋戦争の沖縄戦とか南方、各地域で戦死した本県出身者を祭るということで、昭和41年に県や市町村の助成金、寄附金で建立されたという経緯があります。それ以降、県が主催しまして毎年度、県の遺族会連合会に委託をしまし

て慰霊祭を開催してきております。それで、現在は岩手の塔の建立から5年ごとの、いわゆる周年の年に知事が慰霊祭に参加をいたしまして、その参列する遺族の方に旅費の一部を補助してございまして、多くの参列者の参加を得て実施をしてきております。現状は5年ごとに補助してきたということでもあります。これ以外の年度につきましては、平成17年度までは旅費の一部補助を毎年度やってきたのですけれども、財政事情等で17年度に補助事業を終了し、今お話ししたとおり、今は5年ごとにやっているところであります。

それで、戦没者遺族が高齢化をする中、次の世代に戦争の記録や記憶、平和をとうとぶ思いを引き継いでいくことが課題となっております。この慰霊祭はそのための貴重な機会ということではありますが、周年以外の年度は参加者の確保に苦慮しています。沖縄県まで行くとなると旅費も10万円以上かかるということでありまして、参列者を確保して毎年度きちんと慰霊祭をしようということで、今年度から過去に行っておりました補助をもう一度復活させようということで、今回の補正予算に措置をしようということでございます。

○木村幸弘委員 いろいろ経過があるようではございますけれども、そうするとこれから毎年この事業が復活をして行われるということですが、参列者に対する補助ではございますけれども、どのくらいの人数が毎年見込まれ、予算措置がされるのかについても確認したいと思っております。

○菊池地域福祉課総括課長 単価につきましては、1人2万円にしております。これは、これまでの5年に1回の補助の際も同じ金額でございます。人数につきましては、今年度は25名にしておりますが、これは昨年度遺族会で募集をした人数が25名でありましたので、同じ人数にしております。ちなみに、昨年度は25名募集したのですけれども、21名しか確保できなかったという経緯がございます。

○木村幸弘委員 いずれ沖縄、岩手の塔は、我々も沖縄県に行ったときには参列したり、慰霊の意思を示したりということでも立ち寄り場所でもありますので、そういった意味で遺族の方々の思いを尊重して対応されているということで、大事なことだろうと思っております。

もう一つですが、受動喫煙対策促進費の関係です。これも法律が制定されたことによって改めて新規事業とするとのことですが、説明の中身を見れば、啓発を中心にした取り組みの内容になっているようではございますけれども、これまでも当然取り組まれてきた部分があるわけですが、さらに新たに法整備に伴う促進費という位置づけの中で取り組まれる具体的内容であるとか、今後の方針についてもお聞かせ願いたいと思っております。

○佐々木健康国保課総括課長 受動喫煙防止の健康増進法が改正になりまして、基本的には今までも県立の施設の受動喫煙防止対策を中心に組み込んでまいったところがございます。それが法律としてきちんと各事業者の義務として定められたということがありまして、基本的にはオリンピックの年度2020年4月が最終的な全面施行の日に定められております。それまでに段階的に施行されることになってございまして、法律の公布の日

から6カ月を超えない範囲で、県、国の責務に関する部分が施行されます。それに先立ちまして、基本的には県は受動喫煙防止に努めなければならない、そういう啓発に努めなければならないという部分について、まずは取り組みをスタートさせる必要があるということで、今回の補正予算の御審議をお願いしている状況でございます。

あとは次のタイミングでございますが、学校ですとか行政施設でありますとか、第1種施設と呼ばれる、受動喫煙防止対策を強化しなければいけない施設が定められておりますが、そういったところが1年6カ月を超えない範囲で施行日が定められるということにされております。7月25日が公布日でございますので、情報によりますと来年の夏か秋ごろになるのではないかとわれております。その段階では、例えば1種でありますとか敷地内禁煙の取り組みを推進する必要がありますので、そこまでにやらなければならない事業者の施設整備の手法ですとか、やり方ですとか、そういったものをきちんとそれぞれの事業者、行政機関のそれぞれの施設の管理者に御理解をいただくのが非常に大切な取り組みになってくるだろうと思っております。

その次の段階が2020年4月1日の全面施行となるわけでございますけれども、そういった3段階のステップを踏んで法律が施行されますので、その第1弾として今回の補正予算で普及啓発と施設管理者のとるべき行動についてきちんとお知らせをするという予算を組んだという状況でございます。順次来年の当初予算等に向けまして、次のステップで何をしなければいけないのか、まだ十分な情報は得られていないのですけれども、徐々に厚生労働省から通知等が来るだろうと想定されますので、そういったことを踏まえた取り組みを順次進めてまいりたいと考えております。

○**福井せいじ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号医療法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**福士医療政策室医務課長** 議案第21号医療法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の13ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、

お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、条例改正案の説明に入ります前に、医療法施行条例の概要について御説明いたします。先に配付しております資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。この条例は、1の条例制定の経緯にもありますとおり、いわゆる地方分権一括法によりまして、これまで医療法と国の法令で全国一律に定められておりました医療提供施設等の基準を条例で定めることとされたことを受けまして、制定されたものでございます。

条例で定めることとされた事項は、項目2のとおりでありまして、今回改正される項目には下線を付しております。

それでは、条例案を御説明いたしますので、1枚お戻りいただきまして資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、1の改正の趣旨でございますけれども、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、医療法の一部が改正されたところでございます。これによりまして、既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改める等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますけれども、まず(1)につきましては、厚生労働省令で定める基準が廃止されたことに伴い、県の条例で定めている既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改め、及び既存病床数の算定の基準を廃止しようとするものであります。

次に、(2)につきましては、厚生労働省令の附則で定める経過措置の廃止及び一部改正に伴い、条例で定める経過措置の規定について、所要の改正をしようとするものであります。

(3)につきましては、医療法の一部改正によりまして、条例で引用している条文の整理が必要となりましたので、所要の整備をしようとするものであります。

(4)につきましては、(1)の改正に伴う文言の整理をしようとするものであります。

次に、3の施行期日でありますけれども、公布の日から施行しようとするものでございます。ただし、この2の条例案の内容の(3)の部分につきましては、政令で定める施行期日に合わせまして平成30年12月1日から施行しようとするものでございます。

なお、参考までに既存病床数に係る算定基準改正の経緯につきまして、資料の3ページ目にまとめていますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**福井せいじ委員長** 再開いたします。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第 77 号被災地での福祉灯油の継続を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**菊池地域福祉課総括課長** 受理番号第 77 号被災地での福祉灯油の継続を求める請願につきまして、便宜、お手元の配付資料により御説明をさせていただきます。

1 は、18 リットル当たりの県内灯油配達価格の状況でございます。平成 19 年度から平成 30 年度の月別価格を表にしております。網かけ部分ですが、欄外に記載のとおり、平成 19 年度、平成 20 年度は全県を対象とした福祉灯油助成事業の実施時期を、平成 23 年度から平成 29 年度は沿岸地域を対象とした被災地福祉灯油助成事業の実施時期を示しております。

灯油価格の状況でございますが、平成 20 年 8 月に 2,400 円台となり、その後低下しております。平成 23 年度から平成 26 年度はおおむね 1,600 円台から 1,900 円台で推移をし、平成 27 年度以降はさらに価格が低下をしております。一時は 1,100 円前後まで低下しましたが、平成 28 年度後半からは価格が上昇し、現在では 1,700 円程度で推移をしております。

2 は、国の動向でございます。平成 19 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 26 年度は、原油等価格高騰対策として特別交付税が措置をされております。また、平成 26 年度は経済対策としてということでございますけれども、地域住民生活等緊急支援のための交付金が措置をされ、これを活用することもできたというところでございます。今年度は現時点で国の支援についての方針は示されておられません。

3 は、東北各県における実施状況でございます。網かけ部分が事業の実施を示しております。平成 29 年度は、本県以外に山形県が実施をしております。今年度につきましては、本年 9 月 21 日現在、各県とも実施は未定との回答でございます。

2 ページをごらん願います。4 の県内市町村における福祉灯油の実施予定であります。同じく 9 月 21 日現在、国、県の動向等を踏まえて今後検討予定が 22 市町村あります。この中に沿岸の 12 市町村が含まれております。その他が 2 町村となっております。

5 は、県内市町村における東日本大震災津波被災者世帯等を想定した被災者支援灯油の実施予定でございます。9 月 21 日現在、実施するが 1 町、今後検討予定が 16 市町村、その他が 2 市町となっております。

6は、これまでの本県の福祉灯油助成事業の実施状況であります。平成19年度、平成20年度は、助成対象世帯を高齢者世帯や障がい者世帯等であって、市町村民税非課税世帯またはこれら世帯に準ずる世帯として実施をしております。

補助実績は、表の下の欄にありますとおり、平成19年度は県内全市町村で実施をし、5万3,666世帯、1億2,000万円余、平成20年度は大槌町を除く34市町村が実施をし、5万6,866世帯、1億1,000万円余となっております。平成23年度以降は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村で多くの市町村が福祉灯油実施の意向を示したことから、これら市町村の厳しい財政事情を踏まえ、沿岸12市町村を対象に被災地福祉灯油事業として実施をしております。助成対象世帯を高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯であって、市町村民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯としております。助成世帯数及び県補助額は、補助実績の欄に記載のとおりでございます。

なお、平成23年度に比べまして、平成24年度に県補助額がふえた主な理由であります。平成23年度は助成対象世帯数を市町村ごとの総世帯数の10%以内としたところがありますが、平成24年度はこの枠を撤廃したことによるものであります。

また、欄外の米印にありますとおり、平成21年度、平成22年度は1月までの時点で灯油価格が安定したこと、福祉灯油事業を実施する市町村が少なかったことから、実施を見送っているところでもあります。

3ページは、平成27年度、平成28年度、平成29年度の実施状況を記載しております。説明は以上でございます。

○福井せいじ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 それでは、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 今採択という声がありましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 採択との御意見であります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 異議なしと認め、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第78号放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める請願につきまして、お手元に配付しております資料に基づき御説明をいたします。

まず、1の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要についてでございますが、表の1段目からになります。目的にありますとおり、放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対しまして、授業終了後の放課後に遊び及

び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業でございます。対象となる児童は、労働等で保護者が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童となります。事業の実施主体は、市町村でありまして、その運営は市町村がみずから運営するほか、社会福祉法人、父母会、運営委員会等が担っております。活動場所は、放課後児童クラブ専用の施設のほか、児童館、学校の余裕教室、保育所等を活用して実施をされております。表の最後でございますが、県内での実施状況でございます。本年5月1日時点で、県内の32市町村で385カ所が運営されており、登録している児童数は1万4,554人となっております。

次に、2の職員配置基準等についてでございますが、国では放課後児童クラブの質の確保を図るため、クラブの設備及び運営につきましては省令で基準を定めておりまして、その基準をもとに事業の実施主体である市町村がそれぞれ条例で基準を定めることとされております。国が定める基準は、従うべき基準と参酌すべき基準とに分けられておりますが、職員として必要な資格、あるいは職員の数について定められた従事する者及びその員数につきましては、国の基準を下回ってはならない従うべき基準とされているところでございます。

表で示しておりますのは、国の省令による従うべき基準と参酌すべき基準を整理したものでございます。表の左が従うべき基準、右が参酌すべき基準でございます。放課後児童クラブで働く職員のうち、一定の資格要件を満たした職員を放課後児童支援員と言いますが、従うべき基準ではその配置すべき員数と資格要件等を規定しております。員数は、1カ所ごとに2人以上配置することとされておりまして、うち1人を除いては補助員が代行できることとなっております。

また、資格要件としましては、保育士、社会福祉士、教諭の有資格者のほか、大学において社会福祉学等をおさめて卒業した者、あるいは一定の年数以上児童福祉事業などの従事経験のある者であることと規定をされておりますし、基本的には専任での配置が求められております。

なお、右側の参酌すべき基準といたしましては、施設の面積基準や利用児童の規模、開所時間、開所日数が規定をされております。

次に、3の従うべき基準の見直しに関する経緯についてでございますが、内閣府が昨年行いました地方分権改革に関する提案募集におきまして、全国知事会、全国市長会、全国町村会の共同提案として、放課後児童支援に関する従うべき基準につきまして、廃止または参酌すべき基準に見直すよう提案がなされたものでございます。

資料の裏面になりますが、2ページをごらんいただければと思います。4の国の検討状況でございますが、昨年12月に地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定をされまして、この中で放課後児童クラブに関する従うべき基準につきましては、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得ることとされております。本年2月以降、国では地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会におきまして議論が続け

られているところと聞いております。

5の従うべき基準の制定・見直しの経過につきましては、国の基準のこれまでの経過をまとめておりますが、表の一番下の段、平成30年3月をごらんいただければと思います。これも地方からの提案を受けてでございますが、今年3月に国の基準改正が行われまして、4月から放課後児童支援員の資格要件の拡大が図られております。これまでは一定の年数の実務経験を有する場合の資格の前提といたしまして、高校卒業者であることが求められておりましたが、今回の改正によりまして、これは中学卒業者であってもということになります。学歴にかかわらず、放課後児童クラブに5年以上従事した者にありましては、市町村が適当と認めた者は放課後児童支援員の資格を有することと基準が改正されております。

なお、参考といたしまして資料の最後に本県の放課後児童クラブの実施状況をまとめております。

以上で放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める請願に係る説明を終わります。よろしく願いいたします。

○福井せいじ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○福井せいじ委員長 それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定い

たしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から保健福祉部所管の基準条例の一本化について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋福部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の基準条例の一本化について説明を申し上げます。お手元に配付いたしております資料、保健福祉部所管の基準条例の一本化についてより説明させていただきます。

まず、1の要旨にあります。当部には高齢者や障がい者、児童等の施設や事業の設備運営に関する基準を定めた、いわゆる基準条例が23本ありますけれども、これを1本の条例にまとめ、平成30年12月定例会に提出することを検討しておりますので、あらかじめその概要を報告するものでございます。

次に、条例制定の趣旨についてでございますが、地域主権一括法等により制定した条例のうち、事業者を適用対象とする保健福祉部所管の23本の基準条例について、事業者による基準の確認の省力化、あるいは本県の独自基準の明瞭化を目的として、制定廃止により1本の条例にまとめることを考えております。

3、条例の一本化の必要性についてでございますけれども、(1)に記載しておりますとおり、現行の条例の規定は点線の枠囲みの中で例を示しておりますけれども、国の省令を引用したり、あるいは細目を別途県の規則に委任したりしており、基準の適用を受ける事業者が基準の内容を確認するためには、この条例のほか国の省令や県の規則を参照することが必要で、基準の確認が煩雑となっている状況がございます。

また、(2)のとおり、基準条例の条文数が膨大であるため、どの規定が本県の独自基準であるか判断としないといった状況もございます。

さらに、(3)のとおり、国の省令の基準どおりとしているものが大半でございまして、省令の規定をそのまま改めて条例に規定しているといった状況になっております。こうしたことから、事業者からわかりにくいといった声もあるため、基準がわかりやすいものとなるよう条例を整理し、一本化しようとするものであります。

4の条例の方向性につきましては、下にあります2ページにかけての表に掲げております条例23本を1本の条例にまとめ、それに伴い現行の条例は廃止することとして、1本にまとめた条例では、基準の一般的な原則として、条例で定めることとされている基準等については、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによると規定するとともに、本県における独自基準につきましては、この条例に定めるものとして個別の条項に規定することを検討しているところでございます。

これにより、資料2ページに参りまして、5の条例制定による効果とありますけれども、1点目として事業者が基準全体の内容を確認する場合には、独自基準以外は国の省令のみを確認することで足りることとなり、事業者にとって基準の確認の省力化が図られます。

2点目、一本化した条例において個別の条項として規定するものは、本県における独自基準のみとなることから、本県における独自基準の明瞭化が図られ、事業者にとってわかりやすいものになると考えております。

最後に、6の本条例制定後の条例改正の手續についてであります。各施設や事業等の所管課は、国の省令の改正があった場合、これまでどおり独自基準の必要性について検討を行い、独自基準を設ける場合には条例改正の手續を進めることとなります。

一方で、省令の基準どおりとすることとしまして、独自基準を設けない場合には条例の改正は必要ないものとなりますけれども、そういう場合であっても事業者に影響を及ぼすものについては、この常任委員会において基準の改正内容等を説明するなど、議会に報告することとしたいと考えております。

以上で保健福祉部所管の基準条例の一本化についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの報告に関する事項も含め、この際、何かありませんか。

○**千田美津子委員** 今の件ではありませんが、生活支援相談員にかかわることで、気になる点がありますのでお聞きをしたいと思います。

平成25年に労働契約法が改正をされまして、有期契約の社員の契約が更新されて、通算で5年を超えますと、期間の定めのない無期契約社員になれるということが無期転換ルールというようです。これは、本人が希望すれば、会社側に拒否は認められていないということで、今方々でいろんな事態が発生しています。仙台市の社会福祉協議会でも、ずっと雇用できないということもあって、5年になる前に雇いどめを行って、今提訴している方もいらっしゃいます。

県内では社会福祉協議会が中心となって、生活支援相談員を多数派遣してもらって、非常に被災者を励ましていただいているわけですが、岩手県ではこのような事態は起きていないとは思いますが、現状についてどのように把握をされておられるかお聞きをしたいと思います。

○**菊池地域福祉課総括課長** 生活支援相談員につきましては、県から岩手県社会福祉協議会に補助をし、それぞれの市町村の社会福祉協議会で雇用しております。現在150名弱の方に携わっていただいておりますが、私のほうで今委員からお話のあったような雇いどめが問題になっているところについては、聞いておりませんでした。

○**千田美津子委員** 私も一般質問が終わってしまってから知り得たことでした。ただ現状でも40名くらい生活支援相談員は目標に対して少ない中で、さらにこういうことで雇いどめが起きれば、私は被災者の方々にとって大変な事態だと思いますし、せつかく5年の経験を積んだ方々がやめてしまうということは、例えば新たな方が見つかったも、一から始めるという点では非常にこれは問題があると考えます。雇用主である社会福祉協議会のいろんな都合があるかもしれませんが、私はこういう状況が岩手県内では起きないように、そしてもしそういう状況があるのであれば、県がみずから乗り出して、い

ろいろ手だてをする必要があると思いますので、今時点ではわからないということでしたので、ぜひ調べていただいて、非常に大事な問題ですので、当該委員でありますが決算特別委員会場で質問しますので、答弁をしていただきたいと思います。

これは被災地の人たちを励ますという意味でも非常に大事な問題です。現実には3月で雇い止めされた事例が県内でもあると聞きました。ですから、私はそれではだめだと思いますので、ぜひ実態をよく調べていただいて、それへの対応もぜひ検討していただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○福井せいじ委員長 要望でいいのですか。

○千田美津子委員 調査ができるかという点をお聞きしたい。

○菊池地域福祉課総括課長 先ほどお話したとおり、私どもでは把握をしておりますでしたが、いずれきちんと法令は遵守されるべきでありますので、事務と確認をしていきたいと思えます。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

それでは、まだ医療局の関係の議案はありますが、ここで一旦昼食休憩に入らせていただきます。午後1時から再開したいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○福井せいじ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

医療局関係の議案の審査を行います。なお、高橋看護指導監は病気療養のため欠席となりますので、御了承願います。

議案第9号平成30年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉医療局次長 平成30年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案（その1）の33ページをお開き願います。議案第9号平成30年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）ですが、これは平成30年度診療報酬会計等による医業収益の増並びに過年度超過勤務手当等の支給及び旧山田病院の土地売却による費用等の増について、それぞれ補正しようとするものです。

まず、第2条の収益的収入及び支出、第3条資本的収入及び支出につきまして、予算に関する説明書により御説明をいたします。

それでは、予算に関する説明書の118ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。初めに、収益的収入及び支出についてです。収入です

が、第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目入院収益11億4,700万円余の増額及び2目外来収益7,300万円余の増額は、診療報酬改定及び新規、上位施設基準の取得による患者1人1日当たり収益の増加によるものです。

支出ですが、第1款病院事業費用、第3項特別損失、1目その他特別損失16億6,200万円余の増額は、労働基準監督署からの是正勧告により医師に係る過年度超過勤務手当等の支給に要する額を補正するものです。

2目固定資産売却損3億8,900万円余の増額は、山田町と協議を進めておりました旧山田病院の土地の売却について、山田町の活用方針の決定により土地売却を行うことから、売却による売却損を補正するものです。

この結果、収入計の1,078億8,400万円余から、次のページに参りまして、支出計の1,077億2,600万円余を差し引きまして、純損益1億5,700万円余の黒字と見込むものです。

続いて、120ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。収入ですが、第1款資本的収入、第4項固定資産売却代金500万円余の増額は、旧山田病院用地の売却による土地売却代金を補正するものです。

なお、121ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ただいま説明をいたしました予算の補正に伴う変更でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋元委員** 過年度超過勤務手当等の支給で16億円余というかなり膨大な金額ですが、もう少し細かな説明を求めたいと思います。

それから、二つ目は、旧山田病院の土地の売却ですが、これはどういう活用にという申し出があるのか。それから、旧病院を取り壊すのにどれぐらいかかったのかを含めてお願いします。

○**三田地職員課総括課長** 過年度の超過勤務手当の内訳でございますけれども、労働基準監督署の勧告に伴いまして、過去2年間にさかのぼって追給いたしますけれども、過年度分と言っているのは、その2年のうちの1年半に相当する分でございます。平成28年度半年分でございますが、この分で5億5,500万円余になります。それから、平成29年度が丸々1年間になります、この分で11億700万円余ということで、16億6,000万円余になるという内訳でございます。

それから、追給の対象となる医師の数は、おおよそ590人でございまして、単純にこれを割り返いたしますと、1人平均280万円余の追給額になるということでもあります。

○**吉田経営管理課総括課長** 山田町においては、旧病院跡地については新観光拠点を計画していると伺っております。

解体費につきましては、建物つきのまま山田町に譲渡するというところでございまして、

売却代金から建物解体相当額を控除した形で譲渡するものでございます。解体費に係る金額につきましては、1億4,000万円余という金額と見込んでおりました。

○千田美津子委員 診療報酬等の改定ということで、医業収益で、入院収益、外来収益が1人当たり増になっているのですが、大体1人当たりどのくらいになるのか、わかればお聞きしたいと思います。

それから、診療報酬等の改定だけでなく、例えば入院期間が短くなるとか、そういう要因はなかったのか、その点お聞きします。

○鈴木医事企画課総括課長 1人当たりの単価でございますが、補正後の単価で、入院につきましては4万6,178円を見込んでおります。それから、外来につきましては1万4,150円を見込んでおります。

入院日数の短縮につきましては、現行、患者が減ると想定しておりますが、できるだけ患者さんのQOLに沿った格好で適正な入院日数を確保したいということで、現在取り組んでおります。だんだん入院日数は短くなっておりますが、患者の状況等々を考えながら、これからも対応してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 患者のQOLに合った形ということ是非常に大事なことで、ぜひそれらはこれからも大事にしていきたいと思っております。

それで、1人当たりの金額はわかりましたが、これは事業計画に比べるとどうなのでしょう。たしか1人当たりの入院がこの辺を目指すとなりましたよね。それに比べてどうなのかをお聞きします。

○鈴木医事企画課総括課長 当初予算では、入院につきましては1人当たり4万5,254円を見込んでおりましたので、約924円増加と考えております。それから、外来につきましては1万4,111円を見込んでおりましたので、39円の増加と積算しております。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とする決定いたしました。

以上をもって医療局関係の付託案件の審査を終わります。この際、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。医療局の皆様

は退席されて結構です。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてありますが、お手元に配付しております平成30年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおりに実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。